

Microsoft License Terms

マイクロソフト ソフトウェア ライセンス条項

MICROSOFT WINDOWS SERVER 2016 STANDARD および DATACENTER

本マイクロソフト ソフトウェア ライセンス条項 (以下「本ライセンス条項」といいます) は、お客様と以下の当事者との契約を構成します。

- ・ ソフトウェア (以下「本ソフトウェア」といいます) をサーバーと共に頒布するサーバー製造業者 (以下「製造業者」といいます)、または
- ・ 本ソフトウェアをサーバーと共に頒布するソフトウェア インストール業者 (以下「インストール業者」といいます)

以下のライセンス条項をお読みください。本ライセンス条項は、上記のソフトウェアおよびソフトウェアが記録されたメディア (以下総称して「本ソフトウェア」といいます) に適用されます。また、本ライセンス条項は本ソフトウェアに関連する下記マイクロソフト製品にも適用されるものとします。

- ・ 更新プログラム
- ・ 追加ソフトウェア
- ・ インターネット ベースのサービス
- ・ サポート サービス

これらの製品に別途ライセンス条項が付属している場合には、当該ライセンス条項が適用されるものとします。お客様が更新プログラムまたは追加ソフトウェアをマイクロソフトから直接入手された場合は、製造業者またはインストール業者ではなく、マイクロソフトが当該更新プログラムまたは追加ソフトウェアのライセンスを付与します。本ソフトウェアに印刷されたライセンス条項が付属していることがあります。その場合は、印刷されたライセンス条項が画面に表示される条項に優先されます。

本ソフトウェアを使用することにより、お客様は本ライセンス条項に同意されたものとします。本ライセンス条項に同意されない場合、本ソフトウェアを使用することはできません。この場合、製造業者またはインストール業者に問い合わせ、お支払いいただいた金額の払い戻しに関する方針を確認してください。

以下に説明するように、一部の機能を使用することにより、自動更新、およびインターネット ベースのサービスのために特定のコンピューター情報を送信することにお客様が同意されたものとします。

お客様がこれらのライセンス条項を遵守することを条件として、お客様には、取得する各サーバー ライセンスにつき以下が許諾されます。

1. 総則

a. **ソフトウェア。**本ソフトウェアは次の製品で構成されます。

- ・ サーバー ソフトウェア
- ・ サーバー ソフトウェアと共にのみ使用できる追加ソフトウェア

b. **ライセンスの形態。**ライセンス モデルは、お客様が取得したソフトウェア エディションによって異なります。

Windows Server Standard は、以下の条件に基づいて許諾されます。

- ・ お客様が実行するサーバー ソフトウェアのインスタンス数
- ・ 物理的ハードウェアに含まれる物理コアの数
- ・ サーバー ソフトウェアのインスタンスにアクセスするデバイスおよびユーザーの数
- ・ アクセスするサーバー ソフトウェア機能

Windows Server Datacenter は、以下の条件に基づいて許諾されます。

- ・ 物理的ハードウェアに含まれる物理コアの数
- ・ サーバー ソフトウェアのインスタンスにアクセスするデバイスおよびユーザーの数
- ・ アクセスするサーバー ソフトウェア機能

c. **ライセンスに関する用語**

- ・ **インスタンス。**お客様は、ソフトウェアのセットアップまたはインストール手順を実行することにより、ソフトウェアの「インスタンス」を作成したものと見なされます。また、既存のインスタンスを複製することによっても、ソフトウェアのインスタンスを作成したものと見なされます。本ライセンス条項に含まれる本ソフトウェアに関する記述は、本ソフトウェアの「インスタンス」も含まれます。
- ・ **インスタンスの実行。**お客様は、ソフトウェアのインスタンスをメモリに読み込み、その1つ以上の命令を実行することにより、「インスタンスを実行」したものと見なされます。実行されると、インスタンスはそれがメモリから削除されるまで実行中であると見なされます。その指示が引き続き実行されているか否かには左右されません。
- ・ **オペレーティング システム環境。**「オペレーティング システム環境」とは次のように定義されます。
 - (i) 別個のコンピューター (プライマリ コンピューター名などの一意の識別子) または別個の管理者権限を識別できる、オペレーティング システム インスタンスの全部または一部、仮想 (またはエミュレートされた) オペレーティング システム インスタンスの全部または一部

- (ii) (該当する場合は) 上記のオペレーティング システム インスタンスまたはその一部で実行されるように構成されているアプリケーションのインスタンス

オペレーティング システム環境には、物理環境と仮想環境の 2 種類があります。

物理的オペレーティング システム環境は、物理的ハードウェア システム上で直接動作するように構成されています。ハードウェア仮想化ソフトウェア (Microsoft Hyper-V Server または同様のテクノロジなど) を実行するため、またはハードウェア仮想化サービス (Microsoft 仮想化テクノロジなど) を提供するために使用されるオペレーティング システム インスタンスは、物理的オペレーティング システム環境の一部と見なされます。

仮想オペレーティング システム環境は、仮想的 (またはエミュレートされた) ハードウェア システム上で動作するように構成されています。

物理的ハードウェア システムには、次のいずれかまたは両方が含まれます。

- (i) 1 つの物理的オペレーティング システム環境
- (ii) 1 つ以上の仮想オペレーティング システム環境

- ・ **サーバー**。サーバーとは、サーバー ソフトウェアを実行することのできる物理的ハードウェア システムまたはデバイスをいいます。ハードウェアパーティション
- ・ **コア ライセンス**。コア ライセンスは、サーバー内の 1 つの物理コアについてのライセンスを取得するために必要なライセンスです。
- ・ **物理コア**。物理コアとは、物理中央処理装置 (CPU) 内のコアをいいます。物理 CPU は、1 つ以上の物理コアで構成されています。
- ・ **Hyper-V コンテナ**は、Windows Server の機能であり、仮想オペレーティング システム環境を利用します。各 Hyper-V コンテナは、1 つの仮想オペレーティング システム環境と見なされます。
- ・ **Windows Server コンテナ**は、Windows Server の機能です。
- ・ **Web ワークロード** (「インターネット Web ソリューション」ともいいます) は、公的にアクセス可能で、Web ページ、Web サイト、Web アプリケーション、Web サービス、および POP3 メール サービスのみから構成されます。言い換えると、インターネット Web ソリューション内の本ソフトウェアによって提供されたコンテンツ、情報、およびアプリケーションに対するアクセスは、お客様またはお客様の関連会社の従業員に制限することはできません。

お客様は、インターネット Web ソリューション内の本ソフトウェアを使用して、以下を実行することができます。

- ・ Web サーバー ソフトウェア (Microsoft インターネット インフォメーション サービスなど)、管理またはセキュリティ エージェント (System Center Operations Manager エージェントなど)。
- ・ インターネット Web ソリューションをサポートするデータベース エンジン ソフトウェア (Microsoft SQL Server など)。
- ・ インターネット名を IP アドレスに解決するドメイン ネーム システム サービス。ただし、この機能が当該ソフトウェアのインスタンスの唯一の機能でない場合に限ります。

本ソフトウェアを他の目的に使用することは、Web ワークロードとは見なされません。

・ **高性能コンピューティング (以下「HPC」といいます) ワークロード**とは、クラスター ノードを実行するために使用されるサーバー ソフトウェアが、クラスター HPC アプリケーションをサポートする目的で、クラスター ノード上のセキュリティ、ストレージ、パフォーマンスの強化、およびシステム管理を許可するために必要に応じて他のソフトウェアと共に使用されるワークロードを意味します。

・ **クラスター HPC アプリケーション**は一般的な業界用語であり、複雑な計算問題や密接に関連した複数の計算問題を並列に解く、高性能コンピューティング アプリケーションを意味します。クラスター HPC アプリケーションは、計算が複雑な問題を一連のジョブおよびタスクに分割します。これらのジョブおよびタスクは、Microsoft HPC Pack または同様の HPC ミドルウェアなどで提供されるジョブ スケジューラによって調整され、HPC クラスター内で実行されている 1 つ以上のコンピューター全体で並列に分散処理されます。

・ **クラスター ノード**は、クラスター HPC アプリケーションの実行や、クラスター HPC アプリケーション向けのジョブ スケジューリング サービスの提供を行う専用デバイスです。

2. 使用権

- a. **サーバーへのライセンスの割り当て。** 製造業者またはインストール業者が、サーバー ソフトウェアの特定のライセンス数を決定し、ソフトウェアを頒布するサーバーにこれらのライセンス

を割り当てます。お客様には、本ライセンス条項に基づいて、サーバー ソフトウェアの一定の数のインスタンスをサーバーにインストールして実行する権利が許諾されます。サーバー上でサーバー ソフトウェアのインスタンスを実行する前に、サーバーごとに必要なコア ライセンスの数を判断し、当該コア ライセンスを以下で説明するように対象のサーバーに割り当てなければなりません。お客様は、このサーバーに関して適切な数のライセンスを確実に取得していなければなりません。このライセンスでは、お客様は 16 個のコアについて使用許諾されます。追加のコア ライセンスは、製造業者またはインストール業者によるサーバー梱包に同梱されている場合があります。Certificate of Authenticity ラベルは、サーバーまたは製造業者もしくはインストール業者によるサーバー梱包に貼付されている場合があります。このラベルには、製造業者もしくはインストール業者がサーバーに割り当てているコア ライセンスの総数が記載されています。お客様は、サーバー ソフトウェアのインスタンスを実行するために、追加のサーバー ソフトウェア ライセンスの取得が必要になることがあります。お客様が製造業者またはインストール業者から取得した追加のライセンスには、本ライセンス条項が適用されます。お客様が他のソースより取得したライセンスには、それらのライセンスに付属する条項が適用されます。

- b. 必要なライセンス数の算定。** サーバーのライセンスを取得するには、サーバーのすべての物理コアについてライセンスを取得しなければなりません。オペレーティング システムでの使用が無効になっている物理コアにはライセンスは不要です。この免除により、本項に規定されている必要なコア ライセンスの最小数が減ることはありません。サーバーごとに最低 16 個のコア ライセンスを取得する必要があります。物理プロセッサごとに最低 8 個のコア ライセンスを取得する必要があります。サーバーの物理コアの数が最低コア ライセンス要件である 16 個を上回っている場合は、超過分の物理コアを埋め合わせる追加のコア ライセンスが必要です。
- c. 必要なライセンス数のサーバーへの割り当て。** 本ソフトウェアのライセンスは、お客様が本ソフトウェアを取得する際に使用したサーバーに永続的に割り当てられます。必要な数のソフトウェア ライセンスが割り当てられたサーバーは、割り当てられたすべてのライセンスに関して「ライセンス取得済みのサーバー」と見なされます。お客様は、同じコア ライセンスを複数のサーバーに割り当てることはできません。ハードウェアのパーティションまたはブレードは、別個のサーバーと見なされます。
- d. サーバー ソフトウェアのインスタンスの実行**


Windows Server Standard

- i. 第 2 条 b 項に規定されている必要な数のコア ライセンスを割り当てた各サーバーにつき、お客様は一度に次のことを行うことができます。**
 - ・ 1 つの物理的オペレーティング システム環境で、サーバー ソフトウェアの 1 つのインスタンスを実行すること。
 - ・ 仮想オペレーティング システム環境で、最大 2 つのサーバー ソフトウェアのインスタンスを実行すること (1 つの仮想オペレーティング システム環境につき 1 つの

インスタンスのみ)。

- ・ Windows Server コンテナとしてインスタンス化された任意の数のオペレーティング システム環境を実行すること。
- ii. 許可されたすべてのインスタンスを同時に実行する場合、物理的オペレーティング システム環境において実行されているサーバー ソフトウェアのインスタンスは、次の目的に限り使用することができます。
- ・ ハードウェア仮想化ソフトウェアを実行する。
 - ・ ハードウェア仮想化サービスを提供する。
 - ・ ライセンス取得済みのサーバー上でオペレーティング システム環境を管理および操作するためのソフトウェアを実行する。
- iii. 第 2 条 d.i 項および第 2 条 d.ii 項に規定されているとおり、サーバー ソフトウェアの追加インスタンスを実行する場合、第 2 条 b 項に規定されているとおり、サーバーのライセンスを再取得する必要があります。

Windows Server Datacenter

- i 第 2 条 b 項に規定されている必要な数のコア ライセンスを割り当てた各サーバーにつき、お客様は一度に次のことを行うことができます。
- ・ 物理的オペレーティング システム環境で、サーバー 

(i) パーティションの再作成以前に、各ハードウェアパーティションについて完全なライセンスを取得していること、かつ、(ii) 物理プロセッサ、物理コア、およびコアライセンスの数が同じであることを、条件とします。

- f. 追加ソフトウェアのインスタンスの実行。** お客様は、以下に規定している Web サイトに一覧された追加ソフトウェアを、任意の数のデバイス上で物理的または仮想的な 1 つのオペレーティングシステム環境で任意の数のインスタンスを実行することができます。お客様は、追加ソフトウェアをサーバーソフトウェアと共にのみ使用することができます。追加ソフトウェアの一覧については、(aka.ms/additionalsoftware) をご参照ください。
- g. サーバーまたはストレージメディア上でのインスタンスの作成と格納。** お客様は、取得されるサーバーライセンス 1 つにつき、本ソフトウェアの任意の数のインスタンスを作成し、かかるインスタンスをお客様の任意のサーバーまたはストレージメディアに格納することができます。これは、適用される使用権に規定されているお客様の任意のライセンスに基づいて、本ソフトウェアのインスタンスを実行する権利を行使するためにのみ実行できます (たとえば、お客様は第三者にインスタンスを頒布することはできません)。
- h. 含まれるマイクロソフト製プログラム。** 本ソフトウェアには、他のマイクロソフト製プログラムも含まれています。お客様によるこれらのプログラムの使用には、本ライセンス条項が適用されます。

3. 追加のライセンス条件および追加の使用権

a. Windows Server 2016 クライアント アクセス ライセンス (CAL)

i. お客様は、お客様のサーバーに直接的または間接的にアクセスする各デバイスまたはユーザーに対して、適切な CAL を取得して割り当てなければなりません。ハードウェアのパーティションまたはブレードは別個のデバイスと見なされます。

お客様の CAL によって、サーバーソフトウェアの旧バージョンのインスタンスへのアクセスは許可されますが、新しいバージョンのインスタンスへのアクセスは許可されません。お客様が以前のバージョンのインスタンスにアクセスする場合、そのバージョンに対応する CAL を使用することもできます。以下については、お客様は CAL を取得する必要はありません。

- ・ サーバーソフトウェアのインスタンスを実行するためのライセンスを取得したお客様のサーバー
- ・ お客様のインスタンスを管理する目的のみでサーバーソフトウェアのインスタンスにアクセスする、最大 2 つのデバイスまたは 2 人のユーザー

- ・ 物理的オペレーティング システム環境で実行され、下記の目的に限定して使用しているインスタンス
 - ・ ハードウェア仮想化ソフトウェアを実行する。
 - ・ ハードウェア仮想化サービスを提供する。
 - ・ ライセンス取得済みのサーバー上でオペレーティング システム環境を管理および操作するためのソフトウェアを実行する。
 - ・ Web ワークロードにアクセスするユーザーまたはデバイス
 - ・ HPC ワークロードにアクセスするユーザーまたはデバイス
- ii. 一部のサーバー ソフトウェア機能には、以下に記載する追加の CAL が必要です。
- ・ Windows Server 2016 リモート デスクトップ サービス : Windows Server 2016 リモート デスクトップ サービス CAL。
 - ・ Windows Server 2016 Active Directory Rights Management サービス : Windows Server 2016 Active Directory Rights Management サービス CAL。
- iii. **CAL の種類。** CAL には、デバイス用とユーザー用の 2 種類があります。各デバイス CAL は、任意のユーザーが使用する 1 台のデバイスで、ライセンス取得済みのサーバー上のサーバー ソフトウェアのインスタンスにアクセスすることを許諾します。各ユーザー CAL は、任意のデバイスを使用する 1 人のユーザーがライセンス取得済みサーバーのサーバー ソフトウェアのインスタンスにアクセスすることを許諾します。デバイス CAL とユーザー CAL は、組み合わせて使用することができます。
- iv. **CAL の再割り当て。** お客様は以下のことが許諾されます。
- ・ デバイス CAL をデバイス間で永続的に再割り当てできます。または、ユーザー CAL をユーザー間で永続的に再割り当てできます。
 - ・ デバイスが使用できない間に代替デバイスにデバイス CAL を一時的に再割り当てできます。または、ユーザーが不在の間に働く代替者にユーザー CAL を一時的に再割り当てできます。
- v. **Windows Server 2016 リモート デスクトップ サービス。** (i) リモート デスクトップ サービス機能に直接的もしくは間接的にアクセスする各ユーザーもしくはデバイス、(ii)

Windows Server 2016 リモート デスクトップ サービス機能もしくはその他の技術を使用してグラフィカル ユーザー インターフェイスをホストする目的でサーバー ソフトウェアに直接的もしくは間接的にアクセスする各ユーザーもしくはデバイス、または (iii) Multipoint Services 機能にアクセスする各ユーザーもしくはデバイスに対しては、Windows Server 2016 CAL に加えて、Windows Server 2016 リモート デスクトップ サービス CAL を取得しなければなりません。Windows Server 2016 リモート デスクトップ サービス CAL の詳細については、(aka.ms/windowsrds) をご参照ください。

- vi. **Windows Server 2016 Active Directory Rights Management サービス CAL。** Windows Server 2016 Active Directory Rights Management サービス機能に直接的または間接的にアクセスする各ユーザーまたはデバイスに対しては、Windows Server 2016 CAL に加えて、Windows Server 2016 Active Directory Rights Management サービス CAL を取得しなければなりません。
 - vii. サーバー ソフトウェアは「接続デバイス数または接続ユーザー数」モード (“per device or per user” mode)、「同時使用ユーザー数」モード (“per server” mode) のどちらかで使用できます。「接続デバイス数または接続ユーザー数」モードでは、ライセンス取得済みサーバーのサーバー ソフトウェアのインスタンスに直接的または間接的にアクセスする各デバイスまたはユーザーに対して、Windows Server 2016 CAL が必要です。「同時使用ユーザー数」モードでは、インスタンスに直接的または間接的に同時アクセスする可能性があるデバイスおよびユーザーの最大数と同数の Windows Server 2016 CAL が必要であり、サーバー ソフトウェアのインスタンス専用にする必要があります。一度に限り、「同時使用ユーザー数」から「接続デバイス数または接続ユーザー数」にモードを切り替えることができます。この場合、お客様には、同じ数の Windows Server 2016 CAL が留保されます。
- b. マルチプレキシング (多重化)。** 次の目的 (「マルチプレキシング」または「プーリング」と呼ばれることがあります) で使用するハードウェアまたはソフトウェアを使用した場合であっても、必要なライセンス (種類を問いません) の数を減じることはできません。

- ・ 接続をプールする
- ・ 情報の経路を変更する
- ・ 本ソフトウェアに直接アクセスまたは使用するデバイスやユーザーの数を削減する
- ・ 本ソフトウェアにより直接管理されるデバイスまたはユーザーの数を削減する

このようなハードウェアまたはソフトウェアを使用(「マルチプレキシング」または「プリーング」と呼ばれることがあります)した場合であっても、必要なライセンス(種類を問いません)の数を減じることはできません。

- c. フォント コンポーネント。**本ソフトウェアの実行中、お客様は本ソフトウェアに付属のフォントを使用してコンテンツを表示および印刷することができます。ただし、以下の用途に限定されます。
- ・ フォントの埋め込みに関する制限の下で許容される範囲でコンテンツにフォントを埋め込む。
 - ・ コンテンツを印刷するために、フォントをプリンターまたはその他の出力デバイスに一時的にダウンロードする。
- d. アイコン、画像、および音声。**本ソフトウェア作動中、本ソフトウェアのアイコン、イメージ、サウンド、およびメディアを使用することはできますが、これらを共有することはできません。本ソフトウェアと共に提供されるサンプルの画像、音声、およびメディアは、お客様の非商業的な使用のみを目的としています。
- e. サーバー ソフトウェアの分離の禁止。**明示的に許可されている場合を除き、お客様は、1つのライセンスに基づいてサーバー ソフトウェアを分離して、複数のオペレーティング システム環境で実行することはできません。この制限は、オペレーティング システム環境が同一の物理的ハードウェア システム上に存在する場合でも適用されます。
- f. インスタンスの最大数。**本ソフトウェアまたはお客様のハードウェアにより、サーバー上の物理的または仮想オペレーティング システム環境で実行することができるサーバー ソフトウェアのインスタンスの数が制限される場合があります。
- g. 追加の機能。**マイクロソフトは、本ソフトウェアに追加機能を提供する場合があります。その際、別途のライセンス条項および料金が適用されることがあります。
- h. Nano Server インストール。**Nano Server インストール オプションを展開するには、有効なマイクロソフト ボリューム ライセンス契約(ライセンス取得済みのサーバー上の Windows Server のアクティブなソフトウェア アシュアランス付き)が必要です。
- 4. ライセンス認証の義務。**ライセンス認証により、ソフトウェアの使用が特定のデバイスに関連付けられます。ライセンス認証中、本ソフトウェアにより本ソフトウェアおよび当該デバイスに関する情報がマイクロソフトに送信される場合があります。この情報には、本ソフトウェアのバージョン

ン、言語、プロダクト キーのほか、デバイスのインターネット プロトコル (IP) アドレス、および、デバイスのハードウェア構成に関する情報が含まれます。詳細については、(aka.ms/mandatoryactivation) をご参照ください。本ソフトウェアを使用することにより、お客様はこうした情報の送信に同意されたものとします。正式にライセンスを取得している場合、お客様は、ライセンス認証が認められている期間中は、インストール プロセスにおいてインストールされた本ソフトウェアのバージョンを使用する権利を有します。本ソフトウェアがライセンス認証されていない場合、お客様は、**ライセンス認証が認められた期間の終了後に本ソフトウェアを使用する権利を有しません**。これは、不正使用を防止するための措置です。**ライセンス認証を無視または回避することは、禁止されています**。デバイスがインターネットに接続されている場合、本ソフトウェアはライセンス認証を行うためにマイクロソフトへ自動的に接続されます。本ソフトウェアのライセンス認証は、インターネットまたは電話により、手動で行うこともできます。その場合、インターネットおよび電話の通信料金が発生することがあります。お客様がコンピューターのハードウェア構成を変更した場合や、本ソフトウェアの設定を変更した場合には、本ソフトウェアのライセンス認証を再度行う必要が生じることがあります。本ソフトウェアは、**ライセンス認証が実行されるまで、ライセンス認証が必要であることをお知らせする場合があります**。

5. 検証

- a. 本ソフトウェアでは、本ソフトウェアの有効性の検証が随時実行されます。本ソフトウェアの検証機能は随時更新されるため、お客様はダウンロードを実行するよう求められる場合があります。検証では、本ソフトウェアがライセンス認証されており、正式にライセンス供与されていることを確認します。お客様は、検証によって本ソフトウェアの特定機能を使用したり追加的の便宜を得たりすることができます。詳細については、(aka.ms/genuine) をご参照ください。
- b. 有効性の確認中、本ソフトウェアは、ソフトウェアとデバイスに関する情報をマイクロソフトに送信します。こうした情報の中には、本ソフトウェアのバージョンとプロダクト キー、およびデバイスのインターネット プロトコル (IP) アドレスが含まれています。マイクロソフトがこれらの情報を利用してお客様を特定したり、お客様に連絡したりすることはありません。本ソフトウェアを使用することにより、お客様はこうした情報の送信に同意されたものとします。認証の詳細、および検証チェック中に送信される情報の詳細については、(aka.ms/genuineprivacy) をご参照ください。
- c. 有効性の確認後に、本ソフトウェアに適切なライセンスが与えられていないことが判明した場合は、本ソフトウェアの機能に影響が出る可能性があります。たとえば、次のような可能性があります。
 - ・ ソフトウェアのライセンス認証を再度行う必要がある。または
 - ・ 適切にライセンスを取得したソフトウェアの複製を求めるアラームを受信する。または、次のような場合があります。
 - ・ 本ソフトウェアの一部の機能を使用できないか、使い続けることができない。または

- ・ マイクロソフトから特定の更新プログラムまたはアップグレードを取得できない。

d. お客様は、マイクロソフトまたは正規マイクロソフト販売代理店からのみ、本ソフトウェアの更新プログラムまたはアップグレードを入手することができます。

6. **プライバシー、インターネット ベースのサービス。** マイクロソフトは、本ソフトウェアについてインターネット ベースのサービスを提供します。マイクロソフトは、いつでもこのサービスを変更または中止できるものとします。

a. **インターネット ベースのサービスに関する同意。** 本ソフトウェアの一部の機能については、当該機能を使用する際に情報が送受信されます。接続が行われた際、通知が行われない場合があります。お客様はこれらの機能を解除したり、使用しないようにしたりすることもできます。お客様は、本ライセンス条項に同意し、これらの機能を使用することで、マイクロソフトが、プライバシーに関する声明の記載 (aka.ms/winserverprivacy)、および本ソフトウェアの機能と関連付けられているユーザー向けマニュアルの記載 (aka.ms/winserverdata) に従って、情報を収集、使用、および開示できることに同意します。

7. **データ ストレージ テクノロジー。** サーバー ソフトウェアには、Windows Internal Database と呼ばれるデータ ストレージ テクノロジーが含まれている場合があります。サーバー ソフトウェアのコンポーネントは、データを格納する目的でこのテクノロジーを使用します。本ライセンス条項では、上記以外の方法でこのテクノロジーを利用またはアクセスすることが一切禁止されています。

8. **ライセンスの適用範囲。** 本ソフトウェアは使用許諾されるものであり、販売されるものではありません。本ライセンス条項は、お客様に本ソフトウェアを使用する限定的な権利を付与します。製造業者またはインストール業者およびマイクロソフトは、その他の権利をすべて留保します。適用される法令により上記の制限を超える権利が与えられる場合を除き、お客様は本ライセンス条項で明示的に許可された方法でのみ本ソフトウェアを使用することができます。お客様は、使用方法を制限するために本ソフトウェアに組み込まれている技術的制限に従わなければなりません。詳細については、本ソフトウェア付属の文書を参照してください。お客様は、以下を行うことはできません。

- ・ 本ソフトウェアの技術的な制限を回避して使用すること。
- ・ 本ソフトウェアをリバース エンジニアリング、逆コンパイル、または逆アセンブルすること。ただし、適用される法令により明示的に認められている場合を除きます。
- ・ 別のオペレーティング システムまたは別のオペレーティング システムで実行されるアプリケーション内で本ソフトウェアのファイルおよびコンポーネントを使用すること。
- ・ 本ライセンス条項で規定されている数以上の数の本ソフトウェアの複製を作成すること。ただし、適用される法令により認められている場合を除きます。
- ・ 第三者が複製できるように本ソフトウェアを公開すること。
- ・ 本ソフトウェアをレンタル、リース、または貸与すること。

- ・ 本ソフトウェアを商用ソフトウェア ホスティング サービスで使用する。

任意のデバイス上で本ソフトウェアにアクセスする権利は、当該デバイスにアクセスするソフトウェアまたはデバイスに関するマイクロソフトの特許またはその他の知的財産権を行使する権利をお客様に付与するものではありません。

9. **バックアップ用の複製。** お客様は、本ソフトウェア メディアのバックアップ複製を 1 つ作成することができます。バックアップ用の複製は、本ソフトウェアのインスタンスを作成する目的に限り使用することができます。
10. **再販禁止ソフトウェア (「NOT FOR RESALE」または「NFR」)。** お客様は、「NFR」または「Not for Resale」の表示のある本ソフトウェアを販売することはできません。
11. **アカデミック パック (「ACADEMIC EDITION」または「AE」)。** 本ソフトウェアに「アカデミック パック」、「Academic Edition」または「AE」と明記されている場合、お客様は「アカデミック パック使用対象者」として指定されている方でなければなりません。お客様がアカデミック パック使用対象者かどうかについては、(aka.ms/academicedition) をご覧になるか、または最寄りのマイクロソフト関連会社までお問い合わせください。
12. **ダウングレード。** 本ソフトウェアのインスタンスを作成、格納、および使用する代わりに、お客様は許可された各インスタンスに、本ソフトウェアの以下のエディションの旧バージョンのインスタンスを作成、格納、および使用することができます。

Windows Server Standard の場合

- ・ Windows Server Standard
- ・ Windows Server Essentials
- ・ Windows Server Foundation
- ・ Windows Server Enterprise
- ・ Windows Web Server
- ・ Windows HPC Server オペレーティング システム

Windows Server Datacenter の場合

- ・ Windows Server Datacenter
- ・ Windows Server Standard
- ・ Windows Server Essentials

- ・ Windows Server Foundation
- ・ Windows Server Enterprise
- ・ Windows Web Server
- ・ Windows HPC Server オペレーティング システム

上記のエディションの旧バージョンの使用に関しては、本ライセンス条項が適用されます。誤解を避けるため、このダウングレード オプションを選択することで、(i) お客様には、本ソフトウェアのインスタンスを、本ライセンス条項に基づいて許可される数より多く作成、格納、または使用する権利はなく、(ii) お客様は、本ライセンス条項の第 2 条に従って、物理サーバーのすべてのコアについてライセンスを取得する必要があります。旧バージョンに本ライセンス条項の適用対象ではない異なるコンポーネントが含まれている場合、それらのコンポーネントの使用については、これらのエディションの旧バージョンのコンポーネントに付随するライセンス条項の該当する条件が適用されます。製造業者、インストール業者、またはマイクロソフトは、旧バージョンまたはその他のエディションの本ソフトウェアをお客様に提供する義務を負いません。お客様は、いつでも本ソフトウェアの旧バージョンまたはエディションを本ソフトウェアの本バージョンおよび本エディションに上書きすることができます。

- 13. ライセンス証明書 (「PROOF OF LICENSE」または「POL」)。** お客様が本ソフトウェアを本サーバー、DVD-ROM、またはその他の媒体で入手された場合、お客様のライセンス証明書は、本サーバーに付属している正規の Certificate of Authenticity ラベルになります。正規のラベルは本サーバーに貼付、または製造業者、インストール業者の本ソフトウェア梱包に貼付されている必要があります。追加のライセンスに関する Certificate of Authenticity ラベルは、製造業者またはインストール業者による梱包に貼付されています。ラベルがその他のいかなる方法で提供されたものである場合も、そのラベルは無効です。お客様が本ソフトウェアの使用許諾を受けていることを証明するため、ラベルをサーバーに貼付したままにし、ラベルが貼付された梱包材を保管してください。正規のマイクロソフト ソフトウェアを識別する方法については、(aka.ms/genuine) をご参照ください。
- 14. 第三者への譲渡。** お客様は、ライセンス取得済みのサーバー、すべての Certificate of Authenticity ラベル、かかるサーバーに最初から含まれるすべての追加ライセンス、および本ライセンス条項と共に譲渡する場合に限り、本ソフトウェアを第三者に直接譲渡することができます。譲渡の前に、本ソフトウェアの譲受者は本ライセンス条項が譲渡および本ソフトウェアの使用に適用されることに同意しなければなりません。お客様が、本ソフトウェアのインスタンスを保有し続けることは禁止されています。ただし、お客様が本ソフトウェアの別のライセンスを保有している場合は例外です。

本ライセンス条項のいずれの条項も、適用される法令に基づいて認められる範囲において、頒布権が消尽した場合に本ソフトウェアの譲渡を禁止するものではありません。

- 15. H.264/AVC ビジュアル規格、MPEG-4 ビジュアル規格、および VC-1 ビデオ規格に関する注意。** 本ソフトウェアには、H.264/AVC、MPEG-4、および VC-1 ビデオ デコーディング テクノロジーが含まれ

ていることがあります。このテクノロジーについては、MPEG LA, L.L.C. により以下の注意書きを表示することが義務付けられています。

本製品は、消費者による個人的かつ非商業的使用を前提とし、「H.264/AVC PATENT PORTFOLIO LICENSE」、「MPEG-4 PART 2 PATENT PORTFOLIO LICENSE」、「VC-1 VISUAL PATENT PORTFOLIO LICENSE」に基づいて次の用途に限ってライセンスされています。(i) 上記の規格(以下「ビデオ規格」といいます)に従ってビデオをエンコードすること、または(ii) 個人的かつ非商業的活動に従事する消費者がエンコードした AVC、MPEG-4 PART 2、および VC-1 ビデオをデコードする、もしくは、かかるビデオを提供するライセンスを有するビデオ プロバイダーから取得したビデオをデコードすること。その他の用途については、明示か黙示かを問わず、いかなるライセンスも許諾されません。詳細については、MPEG LA, L.L.C から入手できます。www.mpegla.com をご参照ください。

16. **ADOBE FLASH PLAYER。** 本ソフトウェアには、Adobe Systems Incorporated の条項 (aka.ms/adobeflash) に基づいてライセンスされる Adobe Flash Player が含まれています。Adobe および Flash は、Adobe Systems Incorporated の米国およびその他の国における登録商標または商標です。
17. **第三者のプログラム。** 本ソフトウェアには、本ライセンス条項に基づいて、第三者からではなく、製造業者またはインストール業者からお客様にライセンスされる第三者のプログラムが含まれていることがあります。第三者のプログラムの注意事項がある場合は、お客様への参考情報としてのみ含まれます。
18. **輸出規制。** 本ソフトウェアは米国および日本国の輸出に関する規制の対象となります。お客様は、本ソフトウェアに適用されるすべての国内法および国際法(輸出対象国、エンドユーザーおよびエンドユーザーによる使用に関する規制を含みます)を遵守しなければなりません。詳細については (aka.ms/exporting) をご参照ください。
19. **サポート サービス。** サポート オプションについては、製造業者またはインストール業者にお問い合わせください。その際、本ソフトウェアと共に提供されるサポート番号をお知らせください。マイクロソフトから直接入手された更新プログラムまたは追加ソフトウェアについては、マイクロソフトからサポートを提供いたします。 (aka.ms/mssupport) をご参照ください。
20. **完全合意。** 本ライセンス条項(下記の品質保証規定を含みます)、ならびに追加ソフトウェア、更新プログラム、インターネット ベースのサービス、およびサポート サービスに関する使用条件は、本ソフトウェアおよびサポート サービスについてのお客様とマイクロソフトとの間の完全なる合意です。
21. **準拠法**
 - a. **日本。** お客様が本ソフトウェアを日本国内で入手された場合、本ライセンス条項は日本法に準拠するものとします。
 - b. **米国。** お客様が本ソフトウェアを米国内で入手された場合、抵触法に関わらず、本ライセンス条項の解釈および契約違反への主張は、米国ワシントン州法に準拠するものとします。消費者

保護法、公正取引法、および違法行為を含みますがこれに限定されない他の主張については、お客様が所在する地域の法律に準拠します。

c. **日本および米国以外。** お客様が本ソフトウェアを日本国および米国以外の国で入手された場合、本ライセンス条項は適用される地域法に準拠するものとします。

22. **法的効力。** 本ライセンス条項は、一定の法的な権利を規定します。お客様は、地域や国によっては、本ライセンス条項の定めにかかわらず、本ライセンス条項と異なる権利を有する場合があります。また、お客様は本ソフトウェアの取得取引の相手方に対して権利を取得できる場合もあります。本ライセンス条項は、お客様の地域または国の法律がその法律に基づく権利の変更を許容しない場合、それらの権利を変更しないものとします。

カナダ。 お客様は、自動更新機能を無効にするか、またはインターネット アクセスを無効にすることで、更新プログラムを受け取ることを停止できます。お客様の特定のデバイスまたはソフトウェアの更新を無効にする方法については、製品付属の文書をご参照ください。

23. **責任の制限および除外。** 製造業者またはインストール業者が提供する払戻しを除き、その他の損害(結果的損害、逸失利益、特別損害、間接損害、または付随的損害を含みますがこれらに限定されません)に関しては、製造業者、インストール業者およびマイクロソフトは一切責任を負いません。

この制限は、以下に適用されるものとします。

- ・ 本ソフトウェア、サービス、第三者のインターネットのサイト上のコンテンツ(コードを含みます)、または第三者のプログラムに関連した事項
- ・ 契約違反、保証違反、厳格責任、過失、または不法行為等の請求(適用される法令により認められている範囲において)

また、以下のいずれかに該当する場合においても、この制限が適用されるものとします。

- ・ 本ソフトウェアの修理、交換、または返金を行ってもお客様の損失が完全に補償されない場合
- ・ 製造業者もしくはインストール業者またはマイクロソフトがこのような損害の可能性を認識していたか、または認識し得た場合

一部の地域では付随的、結果的損害の免責、または責任の制限が認められないため、上記の制限事項が適用されない場合があります。また、一部の国では付随的、派生的、およびその他の損害の免責、または責任の制限が認められないため、上記の制限事項が適用されない場合があります。

品質保証規定

A. **品質保証規定。** お客様が説明書に従うことを条件とし、本ソフトウェアは本ソフトウェアに含まれた、または同梱されたマイクロソフト資料に従って実質的に動作します。

「品質保証規定」に関する記述は、製造業者またはインストール業者により提供される明示の保証に関する記述を意味します。本保証規定は、地域の消費者法に基づく法定保証に従ったお客様の権利および救済を含め、法律に基づきお客様に付与されている場合があるその他の権利および救済に加えて提供されます。

- B. 保証期間、保証の対象、黙示の保証の期間。品質保証規定は、最初のユーザーが本ソフトウェアを取得後 90 日間有効です。90 日間の有効期間内に追加ソフトウェア、更新プログラム、または交換ソフトウェアを入手された場合、それらは有効期間の残存期間中、または入手後 30 日間のいずれか遅く到来する日まで保証されます。最初のユーザーが本ソフトウェアを譲渡した場合、残りの有効期間は本ソフトウェアの譲受者に適用されます。**

制定法上許容される最大限において、適用される法令によりお客様に与えられる黙示的な保証または条件は、本品質保証規定の有効期間に限定されるものとします。一部の地域では黙示的な保証の期間の制限が認められていないため、上記の制限事項が適用されない場合があります。また、一部の国では黙示的な保証または条件の有効期間の設定が認められていないため、上記の制限事項が適用されない場合があります。

- C. 免責。**本品質保証規定では、お客様の行為(または不作為)、第三者の行為、または製造業者、インストール業者、またはマイクロソフトの合理的な支配の及ばない事柄に起因して発生した問題は対象としていません。
- D. 保証違反に対する救済。**製造業者またはインストール業者は、自らの裁量において、(i) 無償で本ソフトウェアを修理または交換するか、または、(ii) 本サーバーと共に本ソフトウェアの返品を受け付け、支払われた金額を払い戻します。また、製造業者またはインストール業者は、追加ソフトウェアを修理または交換するか、ソフトウェアを更新して交換するか、お客様が支払われた金額を払い戻すこともできます。製造業者またはインストール業者の方針については、それぞれにお問い合わせください。以上が、品質保証規定違反に対する、お客様への唯一の救済手段となります。
- E. 変更できない消費者権利。**本品質保証規定が変更できないお客様の地域の法令による追加の消費者の権利が存在する場合があります。
- F. 保証に関するお問い合わせ。**本ソフトウェアの保証サービスについては、製造業者またはインストール業者にお問い合わせください。返金の場合、お客様は製造業者またはインストール業者の返品条件に従うものとします。
- G. 無保証。**本ソフトウェアの品質保証規定は、お客様が製造業者またはインストール業者、およびマイクロソフトから直接受けられる唯一の直接的保証となります。製造業者またはインストール業者、およびマイクロソフトは、他の明示的な保証は一切いたしません。地域の法令上許容される最大限において、製造業者、インストール業者、またはマイクロソフトは、商品性、特定目的に対する適合性、侵害の不存在に関する黙示の保証については一切責任を負いません。地域の法令により黙示の保証が認められている場合、本条にかかわらず、お客様に与えられる救済手段は、法律上許容される限りにおいて、上記「保証違反に対する救済」の条項で規定された救済手段に限定されるものとします。

オーストラリア限定。「品質保証規定」に関する記述は、製造業者またはインストール業者により提供される保証に関する記述を意味します。本保証規定は、オーストラリア消費者法に基づく法定保証に従ったお客様の権利および救済を含め、法律に基づきお客様に付与されている場合があるその他の権利および救済に加えて提供されます。マイクロソフトの商品には、オーストラリア消費者法に基づき除外することのできない保証が付随するものとしします。お客様は、重大な欠陥に対する交換または返金、およびその他の合理的に予測可能なあらゆる損失または損害に対する補償を受ける権利を有します。また、お客様は、かかる商品が合格品質に至っておらず当該欠陥が重大な欠陥とは見なされない場合に、かかる商品の修理または交換を受ける権利を有します。修理に提示された商品は、当該商品と交換されるのではなく、同じ種類の再生された商品と交換される場合があります。商品の修理には、再生された部品が使用されることがあります。

H. 保証規定違反に関する責任の制限および除外。上記の「無保証」の規定は、本品質保証規定の違反にも適用されるものとしします。

本保証規定は、お客様の法的な権利を定めたものです。また、地域や国によって異なるその他の権利が存在する場合があります。

EULAID:T1S_SR_2_ED_SRVDC_O_ja-jp/EULAID:T1S_SR_2_ED_SRVSTD_O_ja-jp